

私立高校(都認可通信制[※])の授業料負担を 軽減する制度が拡充されます!

※NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校

就学支援金 + 授業料軽減助成金 = **254,000円**^{※1} (都認可私立通信制高校 平均授業料相当)

制度拡充のポイント

- ★国の就学支援金は、年収目安270万円～590万円未満世帯の生徒を対象に、支給額を拡充
- ★都の授業料軽減助成金は、年収目安910万円未満世帯まで対象拡大、多子世帯への助成を新たに導入

保護者の年収目安 ^{※5}	授業料の負担軽減		授業料以外の負担軽減
	就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)
約910万円以上 多子世帯 ^{※2}		59,400円	
約910万円 ～ 約760万円	118,800円 (単位制:4,812円×履修単位数 ^{※4})	+ 135,200円 ^{※1}	
約760万円 ～ 約590万円	118,800円 (単位制:4,812円×履修単位数 ^{※4})	+ 135,200円 ^{※1}	
約590万円 ～ 約350万円	178,200円 ^{※3} (単位制:7,218円×履修単位数 ^{※4})	297,000円 ^{※3} (単位制:12,030円×履修単位数 ^{※4})	
約350万円 ～ 約270万円	237,600円 ^{※3} (単位制:9,624円×履修単位数 ^{※4})	297,000円 ^{※3} (単位制:12,030円×履修単位数 ^{※4})	
約270万円 未満	297,000円 ^{※3} (単位制:12,030円×履修単位数 ^{※4})		+ 33,100円
生活保護世帯			+ 52,600円

が
令和2年度から
新たに拡充される
部分です



※1 年収目安590万円～910万円の世帯については、就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額は、254,000円の範囲内で在学学校の授業料が上限となります。
 ※2 多子世帯：扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯
 ※3 年収目安約590万円未満の世帯は、就学支援金の範囲内で在学学校の授業料が上限となります。
 ※4 1単位当たりの授業料が定められている場合は、履修単位に応じた支給となります。支給対象単位数の上限は、年間30単位で、在学中の合計は74単位が上限となります。
 ※5 年収目安は、4人世帯(夫婦と子ども2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、課税所得額等に基づき審査を行います。
 (令和2年度から、審査の基準が、住民税所得割額から課税所得額に変更となります。)

入学時に必要な費用のうち25万円を無利息でお貸しする「**入学支度金貸付制度**」があります。
(制度の有無、貸付額は学校により異なります)

- 令和2年1月時点の報道内容をもとに当協会がまとめたものです。
- 手続や申請要件等については、4月以降、東京都・(公財)東京都私学財団・各学校からお知らせします。